

報告第 8 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 5 月 27 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 7 年 5 月 9 日
- 2 損害賠償額 24,750 円
- 3 相手方 小田原市板橋 102 番地の 3
箱根モビリティサービス株式会社
代表取締役 於保 裕治
- 4 事故の概要 令和 6 年 12 月 26 日午後 6 時 30 分頃、市内早川三丁目 19 番 6 号付近の市道 1075 において、相手方車両が道路側溝を横断したところ、道路側溝に設置していた境界標が外れ、左後輪に刺さり、タイヤを破損させた。